

## 市民税が非課税（均等割だけ）になると、負担が軽くなります！

### 《すべての方が・・・》

- 国民健康保険料が安くなります・・・ 3ページ
- 国民年金保険料が全額免除になります・・・ 5ページ
- 入院食事代が減額されます・・・ 11ページ
- 高額医療費の自己負担額が安くなります・・・ 12ページ

### 《若い世代・子育て世代の方・・・》

- お産の費用が安くなります・・・ 15ページ
- 児童手当・母子手当が受けられます・・・ 15・16ページ
- 保育料が無料になります・・・ 18ページ
- 小・中学校の就学援助金が受けられます・・・ 18ページ
- 府（市）立高校の授業料が免除されます・・・ 19ページ
- 高校生に大阪市奨学金が支給されます・・・ 20ページ

### 《高齢者の方に・・・》

- 老人医療費の自己負担額が安くなります・・・ 7ページ
- 後期高齢者の医療費が安くなります・・・ 8ページ
- 介護保険料と介護サービスの負担金が安くなります・・・ 9ページ
- 固定資産税が減額されます・・・ 10ページ

## 市民税が非課税でなくても利用できます！

- 公営住宅に申し込みます・・・ 14ページ
- 幼稚園の就援奨励費がでます・・・ 18ページ
- 子どもの進学資金の貸付がうけられます・・・ 20・21ページ

## 税率変更による市民税の調整控除額

- ① 課税所得 200 万円以下（A B のいずれか小さい額×5%）  
A：人的控除額の差の合計額 B：市民税の課税所得金額
- ② 課税所得 200 万円超  $\{ \text{人的控除の差の合計額} - \frac{\text{市民税の課税所得} - 200 \text{万円}}{\dots} \} \times 5\%$   
( ) 内が 5 万円未満の場合は 5 万円

# 市民税の非課税（いろいろな制度が利用できます）

## ●均等割非課税の基準と計算方法

35万円×（世帯人数）＋21万円 ・ ・ただし単身世帯は35万円

## ●所得割非課税の基準と計算方法

35万円×（世帯人数）＋32万円 ・ ・ただし単身世帯は35万円

## ●世帯人数＝（本人、控除対象配偶者、扶養親族）

世帯数	均等割非課税	所得割非課税
1人	35万円	35万円
2人	91万円	102万円
3人	126万円	137万円
4人	161万円	172万円
5人	196万円	207万円

\*上表とは別に、本人が障害者、未成年者、寡婦・寡夫の時、所得125万円以下は、均等割・所得割非課税になります。

# 市民税の減免 市民税の減免申請は納期内に支払いをせずして下さい。

対象となる人

1. ことしの所得額が前年所得額の10分の6以下に減少が見込まれる人  
（前年の所得が下記の基準以下の人）

世帯数	1人	2人	3人	4人
7割減	115万円	226万円	337万円	448万円
5割減	145万円	256万円	367万円	478万円

2. 失業している人（前年の給与収入が下記の表以下の人）

世帯数	1人	2人	3人	4人
免除	115万円	226万円	337万円	448万円
7割減	145万円	256万円	367万円	478万円

3. 障害者、未成年者、寡婦で前年の合計所得が150万円以下は5割軽減

4. 勤労学生で、①所得125万円以下は5割減 ②65万円以下は免除（学生証を提示）